

令和8年2月4日

東御市長 花岡 利夫 様



東御市国民健康保険運営協議会
会長 小林 政



東御市国民健康保険税率について（答申）

令和8年1月21日付け7市民第288号で諮問のありました東御市国民健康保険税率について、当協議会で審議した結果、附帯意見を添え下記のとおり答申します。

記

1 答申

令和8年度における東御市国民健康保険税率は、諮問のとおり別紙の税率及び改定時期を適用することが妥当であると判断する。

2 附帯意見

(1) 国民健康保険税の賦課限度額（令和7年度 医療分66万円、後期高齢者医療支援金分26万円、介護納付金分17万円）が改定された際は、その限度額に改定すること。

また、一定の所得以下の世帯に適用される均等割・平等割の軽減（7割・5割・2割）の適用対象が拡大された際は、低所得者に配慮して速やかに適用すること。

(2) 国民健康保険税の収納対策に更なる力を注ぎ、収納率の向上により、国保税収入の確保を図るとともに、国保財政の安定運営に努めること。

(3) 特定健康診査等を引き続き行い、疾病の予防と早期治療による重症化予防につなげ、被保険者の健康の保持増進に努めること。

別紙

1 国民健康保険税率

(1) 医療分

区分	改定前	改定後
所得割額	100分の6.7	100分の6.9
資産割額	100分の5.6	廃止
被保険者均等割額	20,100円	22,500円
世帯別平等割額	20,600円	23,000円

(2) 後期高齢者支援金分

区分	改定前	改定後
所得割額	100分の2.5	100分の2.7
資産割額	100分の1.9	廃止
被保険者均等割額	8,300円	9,400円
世帯別平等割額	7,400円	8,400円

(3) 介護納付金分

区分	改定前	改定後
所得割額	100分の2.3	100分の2.3
資産割額	100分の0.9	廃止
被保険者均等割額	9,000円	9,000円
世帯別平等割額	8,200円	8,200円

(4) 子ども・子育て支援金分

区分	改定前	改定後
所得割額	—	100分の0.2
被保険者均等割額	—	650円
世帯別平等割額	—	700円
18歳以上均等割額	—	50円

2 改定時期 令和8年4月1日